

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年11月7日

【会社名】 ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー
(Lloyds Banking Group plc)

【代表者の役職氏名】 グループ・キャピタル・マネジメント・アンド・
イシューアンス・ディレクター
リチャード・シュリンプトン
(Richard Shrimpton, Group Capital Management and
Issuance Director)

【本店の所在の場所】 連合王国EH1 1YZエディンバラ市ザ・マウンド
(The Mound, Edinburgh EH1 1YZ, UK)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋
弁護士 大 塚 圭 介

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年11月29日
効力発生日	平成29年12月7日
有効期限	令和元年12月6日
発行登録番号	29-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,500億円
発行可能額	4,423億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、令和元年11月7日（提出日）である。

【提出理由】

平成29年11月29日付発行登録書（その後の訂正を含む。）について、(a)同発行登録書（その後の訂正を含む。）に添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面として発行会社が令和元年10月31日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメントを添付し、(b)同発行登録書（その後の訂正を含む。）における記載内容（「第二部 参照情報」における記載事項）を訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものである。

（訂正内容については以下を参照のこと。）

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

【訂正内容】

平成29年11月29日付発行登録書（その後の訂正を含む。）に添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面として発行会社が令和元年10月31日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメントを添付する。

（以下の訂正が平成29年11月29日付発行登録書（その後の訂正を含む。）の「第二部 参照情報」においてなされる。訂正箇所は下線で示される。）

(訂正前)

第二部 参照情報

（前略）

第2 参照書類の補完情報

1 事業等のリスクについて

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類（以下「有価証券報告書」という。）並びに外国会社半期報告書及びその補足書類（以下「半期報告書」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書及び半期報告書の提出日以後本訂正発行登録書提出日（令和元年9月30日）まで、重要な変更その他重要な事由は発生していない。

2 将来に関する事項について

有価証券報告書及び半期報告書には将来に関する事項が記載されているが、本訂正発行登録書提出日（令和元年9月30日）現在、当該事項に係る発行会社の意見、目標、予想及び評価に重要な変更はない。

（後略）

(訂正後)

第二部 参照情報

（前略）

第2 参照書類の補完情報

1 事業等のリスクについて

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類（以下「有価証券報告書」という。）並びに外国会社半期報告書及びその補足書類（以下「半期報告書」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、発行会社が令和元年10月31日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメント（本書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面に記載されている。）の記載を除き、有価証券報告書及び半期報告書の提出日以後本訂正発行登録書提出日（令和元年11月7日）まで、重要な変更その他重要な事由は発生していない。

2 将来に関する事項について

有価証券報告書及び半期報告書には将来に関する事項が記載されているが、発行会社が令和元年10月31日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメント（本書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面に記載されている。）の記載を除き、本訂正発行登録書提出日（令和元年11月7日）現在、当該事項に係る発行会社の意見、目標、予想及び評価に重要な変更はない。

(後略)